

【表紙】

| | |
|------------|------------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年6月28日 |
| 【会社名】 | 特種東海製紙株式会社 |
| 【英訳名】 | Tokushu Tokai Paper Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 社長執行役員 松田 裕司 |
| 【本店の所在の場所】 | 静岡県島田市向島町4379番地 |
| 【電話番号】 | 0547 (36) 5151 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 総務人事本部長 田中浩之 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区八重洲二丁目4番1号 住友不動産八重洲ビル |
| 【電話番号】 | 03 (3273) 8281 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 総務人事本部長 田中浩之 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金70円

総額858,499,320円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため定款を変更するもの。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として松田裕司、渡邊克宏、毛利豊寿、大沼裕之、佐野倫明、金澤恭子、磯貝明、長坂隆、石川雄三の9氏を選任する。

なお、金澤恭子、磯貝明、長坂隆、石川雄三の4氏は社外取締役とする。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として檜垣直人氏を選任する。

なお、檜垣直人氏は社外監査役とする。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

社内監査役の補欠として鈴木仁志氏を、社外監査役の補欠として姫野博昭氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果 | |
|-------|---------|-------|-------|--------|----|
| | | | | 賛成率(%) | 結果 |
| 第1号議案 | 100,220 | 202 | 0 | 99.23 | 可決 |
| 第2号議案 | 100,159 | 264 | 0 | 99.17 | 可決 |
| 第3号議案 | | | 0 | | |
| 松田 裕司 | 99,390 | 1,033 | 0 | 98.41 | 可決 |
| 渡邊 克宏 | 99,831 | 592 | 0 | 98.84 | 可決 |
| 毛利 豊寿 | 99,847 | 576 | 0 | 98.86 | 可決 |
| 大沼 裕之 | 99,841 | 582 | 0 | 98.85 | 可決 |
| 佐野 倫明 | 99,836 | 587 | 0 | 98.85 | 可決 |
| 金澤 恭子 | 99,884 | 539 | 0 | 98.90 | 可決 |
| 磯貝 明 | 99,830 | 593 | 0 | 98.84 | 可決 |
| 長坂 隆 | 99,806 | 617 | 0 | 98.82 | 可決 |
| 石川 雄三 | 99,926 | 497 | 0 | 98.94 | 可決 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 檜垣 直人 | 100,128 | 295 | 0 | 99.14 | 可決 |
| 第5号議案 | | | | | |
| 鈴木 仁志 | 99,956 | 464 | 0 | 98.97 | 可決 |
| 姫野 博昭 | 100,120 | 300 | 0 | 99.13 | 可決 |

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上